令和３年２月２４日

神奈川県知的障害福祉協会
会　長　　出　縄　守　英　殿

神奈川県身体障害施設協会
会　長　　柴　田　和　生　殿

特定非営利活動法人神奈川セルプセンター
会　長　　鈴　木　　暢　殿

清川村長　　岩　澤　吉　美

市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

立春の候　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ、本村の障害福祉行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和２年１１月１０日付けで御要望のありましたこのことについて、次のとおり回答いたします。

１．新型コロナウイルス感染症の対応について

現在、県内でも複数の事業所でクラスター等が発生しており、短期入所等のサービスの受け入れの一時停止等など、事業所様でも対応に苦慮されていることと存じます。

各事業所様におかれましては、日頃よりマスクや手袋の着用、手指消毒の徹底など新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインに沿った感染対策を実施されていると思います。

本村においても、事業所等で陽性患者が発生した場合は、速やかにＰＣＲ検査が受けられるよう保健所と連携をとってまいります。また、清川村保健予防情報メールでは、随時新型コロナの情報を配信しており、住民の方への注意喚起や差別、偏見の解消に努めております。

感染が起こってしまった場合の対応としては、事業所とよく協議を行い、個別の事案に応じて柔軟に対応してまいります。また、村内において宿泊施設は多くありませんが、陰性の方の宿泊先として必要に応じて村内施設を紹介できればと考えております。

工賃保障制度に関しては、村単独での保障制度の創設は難しいですが、現在、施設通所交通費助成金等で利用者の方の負担軽減を図っております。また、全住民に対し「きよかわ元気応援券（商品券）」の配布を行うなどの取り組みを行っております。

２．人材確保について

福祉事業の需要が高まる一方で、人材確保に苦慮されている現状は認識しており、本村としましても、障害者就業・生活支援センターなどと連携・協力しながら対応していきます。

また、障害福祉施設との交流については、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため開催できませんでしたが、村内事業所の夏祭りにおいて、地元中学生をボランティア体験の場として受け入れていただいており、地域交流等促進事業などの諸活動に対し、今後も地域と一体となって協力してまいります。

３．障害者地域生活サポート事業について

障害者地域生活サポート事業については、本村におきましても、地域の現状等を勘案しながら事業を実施しており、現在実施している事業については、継続実施する方向であります。

今後も利用者の立場に立った支援サービスが充実できるよう、また適用条件に配慮しつつ実施事業の選択などをしていきたいと考えております。

相談支援専門員の確保については、利用者にとって大変重要なものであると認識しております。障害者地域生活サポート事業へのメニューの追加については、安定した事業運営及び相談員確保に繋がるよう、機会を捉えて県に要望してまいります。

４．障害者グループホームの運営について

障がい者の地域移行を推進するため、住み慣れた地域での生活に必要なグループホームの充実が必要不可欠であると認識しております。今後もグループホーム運営事業について、継続して実施していく方向です。

本村では、平成２８年度より村単独による家賃補助制度を実施しており、障がい者の方が地域で安心した生活を送れるよう、今後も家賃補助制度を継続していきたいと思います。

５．障がい児サービスについて

本村では、管内に対応できる事業所等がなく、また単独で施設を整備することも難し状況であることから、近隣市町の事業所等と連携しながら今後もニーズに対し適切に対応していくようサービスを提供していきたいと考えております。

加齢児への対応については、福祉事務所や障がい児施設と連携しながら、速やかに障がい者施設へ移行できるよう移行支援の実現に向け調整を図ってまいります。

６．相談支援事業の充実

相談支援従事者の初任者研修、現任研修については、県において相談支援従事者初任者研修及び現任研修の受講可能人数の増加やプレ研修、潜在相談支援専門員等研修の実施など様々な取り組みをしていただいており、研修回数の増加や、内容の充実を図っていただくよう機会を捉えて県に要望してまいります。

７．短期入所事業について

障がい者の在宅生活には、家族の協力が必要不可欠であり、また支援する家族のレスパイトやケアが重要であると認識しております。村単独での基盤整備は難しい状況であるため、県や近隣市町と連携を図りながら取り組んでまいります。また、緊急時のベッド確保については、機会を捉えて県に要望してまいります。

８．就労関連について

障害者優先調達推進法により、本村ではこれまで、障がい者就労施設等からの物品の購入や役務等の調達を行ってまいりました。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、本村においても様々なイベントが中止になり、調達に苦慮している状況ではありますが、優先調達の目標達成に向けて、今後も努力してまいります。

９．障がい者の防災対策について

障害者事業所における防災体制整備については、昨今の風水害の発生状況を鑑みても、大変重要であると認識しております。本村の障がい者協議会の構成員には、村内の福祉施設より１名の方の委員を推薦いただいており、清川ホームの関係者の方に参加いただいております。

大規模災害時を想定した対策については、村内の入所施設と連携した障害者地域生活サポート事業を活用した防災用備蓄品の整備等を行っていますが、本村所有の無線機と同機種の無線機を配備していただくことで運用の効率化を図っております。

１０．発達障がい者への支援の充実について

本村でも、発達障害に関する相談件数については、増加の傾向が認められます。発達障害者支援センターの重要性は理解しておりますが、村単独による支援拠点の整備は困難であることから、かながわＡ（エース）や関係機関との連携による包括的な支援に取り組んでまいります。

１１．第６期障害福祉計画について

地域生活支援拠点の整備や基幹相談支援センターの設置については、村内の社会資源が限られているなど、課題が多い現状にありますが、複数の機関が分担して障がい者の地域生活を支援する機能を担う「面的整備型」による整備をさらに進め、村内や近隣市町の施設・事業所・医療機関、また県の実施事業などを広域的に活用することで、包括的な地域生活支援の実施を推進します。

また、各市町村の障がい者の実情に応じて必要なサービスを提供する地域生活支援事業の必要性は十分に理解しており、国、県からの補助割合の確保を要請しつつ、障がい者の地域生活支援に向けたサービス量の維持に努めてまいります。

問い合わせ
清川村保健福祉課福祉係　渡辺
電話　０４６－２８８－３８６１
ﾌｧｯｸｽ　０４６－２８８－２０２５
e-mail　fukushi@town.kiyokawa.knagawa.jp